

第8回農業ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成26年2月3日（月）15:00～16:40

2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）金丸恭文（座長）、浦野光人（座長代理）、大田弘子（議長代理）
長谷川幸洋、林いづみ、

（専門委員）北村歩、田中進、本間正義、松本武、渡邊美衡

（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官

（農林水産省）奥原経営局長、渡邊経営局農地政策課長

4. 議題：

（開会）

農地の活用・保全における農業委員会の在り方について等

（閉会）

5. 議事概要：

○大川次長 それでは、定刻でございますので第8回規制改革会議農業ワーキング・グループを開催させていただきたいと思っております。

皆様方には御多用中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、所用により滝委員は御欠席でございます。また、本日は大田議長代理に御出席いただいております。

それでは、報道の方はここで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○大川次長 それでは、ここからの進行は金丸座長をお願いいたしたく存じます。

金丸座長、よろしくをお願いいたします。

○金丸座長 ありがとうございます。今日で第8回の農業ワーキング・グループになります。

それでは、早速ではございますが、議事に入らせていただきます。

本日は、大変お久しぶりに農水省から奥原局長をお招きいたしまして、いろいろ農業委員会の話でありますとか、あるいは農地中間管理機構の進捗につきまして、お話を聞かせていただいて、有意義な議論もさせていただきたいと思っている次第でございます。

初めに奥原局長からでよろしいですか。

それでは、農業委員会の在り方につきまして、御説明あるいはお考えをお伺いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○農林水産省（奥原経営局長） 経営局長の奥原でございます。今年もよろしくお願いたします。

お手元に「農業委員会について」という資料をお配りしてございますので、これに即しましてポイントだけ御説明させていただきたいと思っております。

まず、1 ページ、これは御案内のことかもしれませんが、農業委員会は農業委員会法という法律がございまして、これに基づいております市町村の独立行政委員会でございます。現在1,710の農業委員会が設置されております。ここの真ん中のところに黄色い四角がございまして、市町村に1つ設置するわけですが、3つ目のところで、著しく小さいような場合、面積がそこにはございますが、これよりも農地が少ないときは委員会を置かないということができるようになっております。

その下に※印がございまして、岡山県の早島町というところで、これは平成20年に、面積の小さいところだったので、農業委員会は一旦廃止をいたしましたけれども、その後やはりないと不便だということがいろいろありまして、25年に農業委員会が再度設置されるといったことも起こっております。

2 ページ、農業委員会の構成でございます。メンバーは選挙による委員と選任の委員と2つ分かれておりまして、左側に選挙による委員というのが書いてございます。これは40名以下で条例で決めるということになっておりますが、選挙は公職選挙法を準用して3年に1回行われるということになっております。括弧に書いてございますが、実際に投票をやっているのは約1割で、9割は無投票で当選という形になっております。

選挙権、被選挙権、これはそこに書いてございますように、その農業委員会の区域、この中に住所を要する20歳以上の方。その中で①～③までの要件を満たす方ということになっております。

右側のほうが選挙ではなくて選任制度でございますが、農協、農業共済組合、土地改良区、このそれぞれが推薦した人、これが各1名。それとは別に市町村の議会の推薦の方、この学識経験者が4人以内といったことになっております。

左のほうに平均的なこの委員会の姿が書いてございますが、これは全体の平均値ですけれども、農業委員が21人いらっしゃって、この中の選挙で選ばれた人が16人、選任が5人。委員の報酬は月大体3万でございます。事務局のほうは市町村に設置されておりますが、ここが職員は5人、これが平均的な姿でございます。

一番右側を見ていただきますと、選挙で選ばれた委員の中で専業農家、兼業農家、この区分を見ておりますけれども、専業農家の方が54%、兼業の方が第1種と第2種を合わせますと4割程度いらっしゃるという状況でございます。

3 ページ、この農業委員会はどのような仕事をしているかということでございます。所掌事務は農地法等に基づく許可の事務、農地の権利移動の許可ですとか、知事の農地転用許可に際しての意見具申、こういったことが法令上の仕事でございますし、さらに農地のあっせんですとか、農業とか農民について意見の公表とかもできるということが法律上明記

されております。

平成16年の農業委員会法の改正、21年は農地法の改正、こういったもので農業委員会の役割はかなり変わってきております。下の左側のほうで、これは従来の仕事を書いてございますが、従来は個別の申請を受けて、そこから許認可の仕事をするという受け身の仕事を中心でございました。これが最近の法改正を経まして、その地域の農業振興に積極的に関与する能動的な仕事を追加してきているといったことでございます。

16年の改正では、農地の利用の集積ですとか、法人化その他の経営の合理化、21年農地法の改正では、地域の農地利用状況の調査、耕作放棄をしているかどうかというものが加わって、これを踏まえて遊休農地の所有者に対する指導と勧告と、こういったものが行われる。それから、地域の話し合いにも積極的に関与するといったことが最近では法改正で行われるようになっております。

下に※印が書いてございますけれども、これまでも農業委員会の仕事につきまして、いろいろな御意見がございました。そういう観点を踏まえまして、業務や審議過程を透明化するということで、そこに幾つか書いてございますけれども、例えば議事録をきちんと作って公開する、審議過程を明確にするということでございます。許可のポイントですとか、申請に必要な書類ですとかマニュアル、こういったものを作成して公開する。こういった運用上の改善を図っているところでございます。

4 ページ、農地の権利移動関係の業務あるいは転用関係の業務、遊休農地の指導、大体どのぐらいの件数を行っているかということが書いてございます。特にそれぞれの欄の右側にアンダーラインを引いておりますが、一農業委員会当たりですと大体どのぐらいの仕事の件数になっているかということが見て取れるかと思えます。

5 ページ、農地中間管理機構のときにも随分御議論いただきましたけれども、流動化を進める上で、農地の台帳がきちんと整備される、しかも電子地図の形できちんと見られるようにするということは非常に大事でございますけれども、この仕事は農業委員会がやっております。今回の法改正でこれをきちんと作って公開するということまで法律の中で義務付けましたので、これがこれからきちんと動いていくということになります。台帳を作って電算システムを入れて、さらに地図のシステムまできちんと見られるようにする。これが順次進んでいくということになってまいります。

6 ページ、農業委員会のこれまでの改革の推移でございます。

一番上には設置基準と書いてございますが、従来は行政委員会、市町村に必置という形になっておりますので、必置規制を緩和するという話が随分議論されてまいりました。そういう観点で平成10年、16年の法改正、こういったものが行われているということでございます。

その1つ下、委員のところですが、どういう人を委員として選んでいくか。特に選任委員について、法改正ではございませんが、通知の形で14年、19年に指導が出ております。14年は選任委員につきまして、認定農業者、その地域で大きくやってらっしゃる認定農業

者ですとか、青年あるいは女性農業者の方をもっと選任するようというところが出ておりますし、19年には、公平・中立の立場から判断できる人を選任していくということも通知で発出しているということでございます。先ほど申し上げました業務運営のところでは、議事録の作成・公開をすとか、こういったものがありますし、業務内容は先ほど申し上げたとおりでございます。

7ページ、この委員会の組織の変遷でございます。上のほう、農業委員会の数でいいますと、これもだんだん減ってきておりますが、24年のところを見ていただきますと1,710、委員の数は3万5,738人といった状態に現在はなっております。

下のほうは委員会の職員の数でございますが、24年のところを見ていただきますと7,755人ですけれども、この中で市町村の職員ということになりますが、農業委員会の仕事を選任でやってらっしゃる方と市町村の普通の仕事と兼ねてらっしゃる方というふうにして、これが大体半々程度ということに現在なっております。

次の8ページから、これは昨年のうちに一度御覧いただいたかもしれませんが、農業委員会の在り方について、農林省のほうで平成24年に実施をしたアンケート調査でございます。調査のやり方等についていろんな制約がございますけれども、傾向だけ見ていただきますと、左側のほうに農業委員会事務局から始まって、一番下の農業者まで、要するに誰の答えかということで整理してございます。

回答している方の属性ごとにどんな回答がどのくらい占めているかということで見えておりますが、特に一番下、農業者のところ、農家の人から見て農業委員会の活動がどういうふうに見えるか、これが一番大きなポイントだと我々は思っておりますけれども、これを見ていただきますと、左側のブルーのところがよく活動しているという評価ですけれども、これは上から下にだんだん減ってまいりまして、農業者のところでは3割ちょっとということになります。

一方で赤いところ、活動はしているけれども、内容に不満があるとか、活動が低調だというのは緑。それから、活動が見えない、こういった数字が農家のところではかなり大きくなっているということでございます。

9ページ、その活動に不満がある理由はどこにあるかということも複数回答で聞いております。これも農業者のところを見ていただきますと、「農地集積などの農家への働きかけ方が形式的」が一番多い。その1つ右側の赤い部分は2番目ですけれども、遊休農地や違反転用の是正措置をなかなか講じない。こういった答えが多い。もう一つは、上から5つ目、農地の集積について兼業農家の意見を優先し、担い手農家の声を聞かない。これも農業者のところはかなり大きい答えになっているということでございます。

10ページ、今度は活動が低調な原因がどこにあるかということも聞いておりますが、右側の農業者のところを見ていただきますと、一番多い63.8%は、農業委員が名誉職になっているからという答え。もう一つは赤いところですが、農業委員には兼業農家が多いからといった答えの比率が高いということでございます。

11ページ、農業委員会に対する指摘に対する考えということでございますが、農業者のところで一番多いのは赤いところ、47.1%でございますが、赤いところが農業委員会は必要だが果たすべき役割は見直すべきだと、これが非常に多くなっている。その右側の黄緑のところはそれに次いでおりますけれども、農業委員会の役割は評価でき今後とも引き続き重要だというのがそれに次いでいるという答えでございます。

12ページ、農業分野以外の人意見を聞くべきではないかという見解についてどう思うかということでございます。これも一番下の農業者のところを見ていただきますと、赤いところ、農業分野以外の人意見も反映させるべきだという答えが51.3%という状況になっているということでございます。

13ページ、何らかの立場で意見を反映させる場合に望ましい者はどんな者かということで、これも一番右側の農業者を見ていただきますと、多いのは62.7%というブルーのところですが、農業委員会の権限や業務と利害関係のない人の意見を反映させるのが望ましいという答えになっているということでございます。こういったことも踏まえながら、今後の在り方をよく検討していく必要があると考えております。

14ページ、ここは農業委員会の系統組織がどうなっているかということで、これは農業委員会法の中では、市町村の農業委員会だけではなくて、そのページの下の方にありますが、県段階に都道府県農業会議というものを法律上位置付けております。会員としては、農業委員会の会長だけではなくて、農協ですとか共済組合、県の土地改良の連合会、こういったところも入るといって形になっておりますし、その上、県を束ねる形で全国農業会議所というものも法律の中に位置付けられております。こういった形の3段階の組織として、農業委員会系統組織ができているということになっているわけでございます。

昨年も規制改革会議のほうで、農業委員会の在り方につきましても検討の方向をお示しいただいております。それを踏まえまして、12月には官邸のほうの農林水産業・地域の活力創造プランの中でも、今年6月に向けてこの話をきちんと検討するという事になっておりますので、そのスケジュールをにらみながら、農林省といたしましても、関係団体とも意見交換をしながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に関しまして、皆様から御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。ただいま御説明いただいたところでは、農業委員会については農林水産省としても多々問題があるということを整理なさいまして、これまでも改革していただき、今後も今年6月に向けて改革を検討中であると承りました。

もう少し具体的にお伺いしたいのですが、本日の資料のスライドの6のところは、農業委員会の改革の推移ということで改革のポイントを設置基準、委員、業務運営、業務内容

という形で整理していただいております。この観点でいきますと、現在、どのようなポイントについて改革を御検討されているのでしょうか。

○金丸座長 お願いいたします。

○農林水産省（奥原経営局長） これにつきましては、全国農業会議所を含めていろんな方との意見交換をやっておりますので、特にこの点だけという限定を我々はかけているつもりは基本的にはございません。ですが、今日、御説明した資料からしますと、農家のほうから見て、これは本当に農業委員会によって千差万別という感じはあるのです。本当にきちんとやってらっしゃる農業委員会もありますし、仕事の仕方が低調だという農業委員会もありますので千差万別ではありますが、先ほどのアンケート調査の結果から見れば、一般的には農家の方から見て、農業委員会の仕事がきちんと行われていないのではないかという評価を受けていることは間違いございませんので、農家のほうから見てきちんとした仕事がされる。内容的に言えば、農地の担い手の集積や集約化をもっと進める、新規参入をもっと入れていく。耕作放棄地が発生しないようにするし、発生したら解消する。こういった仕事をもっとうまくできるような体制はどうやったらできるのかというのが一番大きな課題だと思っております。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 そこで農地集積の話なのですけれども、例の中間管理機構ができたということで、その政策目的と農業委員会の政策目的がダブっていると思うのですが、そこら辺の整理はどういうふうにお考えなのでしょうか。

○金丸座長 お願いいたします。

○農林水産省（奥原経営局長） この点は中間管理機構の議論の際にもいろいろ御指摘があった点かと思えます。農地中間管理機構、これは法的にきちんと臨時国会で整備をされて予算もつきまして、現在、速やかに立ち上げられるようにいろんな準備を進めておりますが、これが軌道に乗ってきちんと仕事が進むようになったときに、これは既存のいろんな農地の関係の組織とどういう関係になっていくかということとはもう一回議論しなければいけないというのは、そのときに議論されたテーマだと思っております。

現在この場で議論されているのもその一環かもしれませんが、農地中間管理機構が定着していけばしていくほど、それとの関係はどうするかは当然出てまいります。これはこれから各県の取組の仕方、各県真剣に今進めておりますので、実際、立ち上がって仕事が動き始めたときにどういう関係で仕事をするか、これは見てみないと今の段階で結論を出すというわけにはいきませんが、実際機構が県に1つということになりますと、機構だけで全てはできませんから、これは法律の中にも業務委託ができるという規定が入っていて、市町村にも業務委託をする。場合によっては市町村の一部ですから、農業委員会もそれと連携して仕事をするのも当然ありますので、その仕事の関係がどうなるか、どこをどうすればよりよく仕事が進むようになるか、こういうことも見ながらさらに検討

していくというテーマだと思っております。

○金丸座長 どうぞ。

○長谷川委員 農水省としては、政策の御当局なわけですから、つまり、我々としては中間管理機構を軸に進めていくのだと、そのプロセスの中でそれが円滑に進むのであれば例えば農業委員会はフェードアウトしてもよろしいのだと。例えばです。いやいや、そうではなくて、これは並行的に農業委員会も必要なのだと見ているのか。つまり、現状を見ながら判断をするというよりは、もう既に農地集積が既に進んでいないという現状がまずあって、それに対する対策として、政策として、中間管理機構を準備された。その段階で、それなりに機構を軸にこれから動かしていくのだ、あるいは農業委員会はそれなりに残していくのだという、まず基本の判断があったと思うのです。そここのところをお伺いしたい。

○金丸座長 お願いします。

○農林水産省（奥原経営局長） 新しく制度を整備いたしましたので、機構が軸だということは、我々は当然のことだと思っております。ただ、全ての農地の移動を機構に必ず持ってこいという強制をしているわけでもありません。ですから、実際にやってみた上で、しかも機構だけで全てできませんので、現場のいろんな協力も必要になりますから、その状況も見ながらそれを考えていくしか方法はないと思っておりますし、法律の中にも、これは附則のところですが法律を施行してみて、その状況を見ながら5年後に関係の団体の在り方も含めて見直しをするのだという規定が法律の中にもきちんと盛り込まれております。

○長谷川委員 確認ですけれども、機構を作った段階では、これからは機構を軸に動かしていくのだということは変わらないということですね。

○農林水産省（奥原経営局長） これが軸になるということは当然だと思っております。

○金丸座長 では、浦野座長代理、お願いします。

○浦野座長代理 2つお願いします。

1つは、中間管理機構ができて、今後とも1つの地域の中で相対的にといたしますか、そういうものが発生したときは現状では農業委員会しかないということになるわけですが、そういう相対のものについても、例えば中間管理機構のほうで全体を見ながらやるようなことが今後考え得るのかどうか。

もう一つは、農業委員会、中身のことは別にして、何らかの形で残すとした場合に、兼業農家の方々の委員の比率ですが、今後担い手を8割ぐらいにはして行きたいとか、現状の農業就労とかいろんなことを考えても非常に多いような気がするのです。この辺は何らか選任規定上の絡みで考えていらっしゃることはあるのかないのか。

○金丸座長 お願いいたします。

○農林水産省（奥原経営局長） まず、機構を通さないものについては、それは相対で農地が移動するということになりまして、そのときは今の法制上は農地法の権利移動の許可を受けるか、あるいは市町村が作ります農地集積計画というのがありますので、これを作

って移動させるか、この2つのどちらかというのが今の法制度でございます。

農業委員の兼業農家の問題ですけれども、これは私の感じですけども、一生懸命農業委員会が仕事されているところとされていないところを区別して一生懸命やって効果を上げているところがどういうところかといいますと、担い手らしい担い手の方が委員になって、しかも自分の経営のことだけではなくて地域全体のことをいろいろ見ながらやっていただいているところが農業委員会としてきちんと仕事をしているかなという感じはございます。

そういうことからすると、兼業農家の方がゼロがいいかどうかは別にしまして、やはり農業専門でやってらっしゃる担い手と言われるような方々、こういう方々が委員の中心になっていないと、この農業委員会の期待されている機能はなかなか果たしづらいのではないかと問題意識は持っております。

○金丸座長 ありがとうございます。

本間先生、お願いします。

○本間専門委員 御説明ありがとうございます。資料の3枚目、4枚目に絡んでのことなのですが、農業委員会の役割、業務ということで権利移動の強化あるいは転用というのに対して、その下の3枚目ですけども、農地法の改正で農地全体の利用状況の調査が役割として大きくなったという御説明だったと思います。しかし、その下の4枚目を見ますと、一番下に遊休農地に対する指導ということで、指導があったのが全国で2万ha強という数値になっていますね。全国の耕作放棄地が40万haあるという中で、やはりこれは少なすぎるのではないかと。つまり、上で農地の利用状況の調査とか指導勧告の役割が非常に強くなったと言いつつも耕作放棄地の解消とか、それに向けた動きとして指導等を行っている面積あるいは件数が少なすぎるのではないかと気がするのですが、そのあたりを農水省はどのように見ておられるのかお聞かせください。

○金丸座長 お願いいたします。

○農林水産省（奥原経営局長） 御指摘のとおり、遊休農地の指導がこれで十分かといえれば、とても十分だと思っております。実は21年の農地法の改正のときに、遊休農地についてのやり方を少し法的に変えておまして、それまでは指導はもともと農業委員会だったのでですけども、指導の次のステップの勧告は、農業委員会本体ではなくて市町村のほうだったのです。この市町村はなかなか動かないということもありまして、21年の改正で全ての指導以降の権限を農業委員会に与えるという形で法改正が行われました。

この21年の改正の結果、少ないように見えますけれども、その前に比べれば件数も面積も実は10倍にふえています。そのときは予算がついたということもあつたのですけれども、このところはきちんと機能するようにいろんな手当てをしていかなければいけませんし、この数字がきちんと上がらなければいけません。

従来、この数字が低調に留まっていた1つの原因は、指導してみてもその遊休農地を受けて使う人がいないという問題が1つあったのです。ですから、今回の中間機構、ここ

が受け手になれば、ここの指導はある意味効果を持ってまいりますので、そういう意味で、今度の機構の整備によって、遊休農地対策、農業委員会の仕事は更に円滑に進むようになると我々は思っているところでございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

では、大田議長代理、どうぞ。

○大田議長代理 3点質問させていただきます。

1つは、農業委員会がありながら、農地が農地として守られてこなかった。かなりの面積が転用されてきています。この原因について、農水省はどんなふうに分析をされているのかというのが1点です。

2番目に、農業委員会の中で、理事として農協関係者の比率が非常に多いのです。農協も戦後かなり役割が変わってきていて今はもう一事業者なわけですが、これを中立性の観点から、つまり行政委員会という観点からどうお考えかというのが2点目です。

3番目に、これまでずっと議論されておりますように、農業委員会の性格が戦後の農地解放を受けて作られたというときからかなり変わってきておりますが、今の状況で全国3層構造になっているという必要性がどこにあるのかということのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○金丸座長 3点お願いいたします。

○農林水産省（奥原経営局長） まず、農業委員会がありながら転用されてきたことをどう考えるかという難しい御質問なのですけれども、転用を禁止している法制度ではなく、県知事の許可でもって必要な場合には転用することになっています。これまでの経済状況、いろいろありますけれども、特に高度経済成長の過程で、農地を他の用途に使いたい、公共施設も含めて、そういうニーズがあったことも事実。現在でもそういう議論は地方のほうからかなりございます。農業委員会があれば転用を一切認めないという制度ではそもそもありませんので、これまでの転用の問題は経済全体の中で分析しなければいけないのではないかなと思っております。

2番目の理事としてJAの方の比率が高いのではないかというお話がございましたけれども、先ほども申し上げましたが、2ページのところに選任委員のことが載っています。これにつきまして右の上の四角のところですが、これは法律の中にきちんと書いてございまして、農協、農業共済、これは農業の自然災害に対する保険みたいなものですが、共済組合と土地改良をやっている農家の集まりの土地改良区、このそれぞれが1名を推薦するという仕組みになっているわけございまして、現在の法令上は、農協の代表者も入るという制度でございます。現時点において、こういう委員の構成がいいのかどうか、これはいろんな角度から我々も検討しなければいけないと思っております。

3点目ですけれども、3層構造。最後のページにありますように、市町村に農業委員会があって、県に農業会議があって、全国に農業会議所がある。農協組織も県段階と全国と連合会があったりしますが、こういう3段階の構造が本当に必要なのかどうか。この点も

現在の農業の状況あるいは事業の状況、そういったものも踏まえながら検討すべき1つのテーマにはなるのではないかなとは思っております。

○金丸座長 ありがとうございます。

林委員、どうぞ。

○林委員 今の委員の選任の関連で質問させていただきたいと思います。

スライド2のところで、選挙による委員と選任による委員からなるという現状が書かれておりますが、一方で先ほども御紹介があったように、農業委員会の選挙委員で実際に選挙の投票で選ばれているのは1割程度にすぎないということでございます。占領下で市町村に独立行政委員会として作られた委員会としては、御案内のように教育委員会と農業委員会がございますが、教育委員会の委員についてはとっくに選挙ではなくなっております。

農業委員会について、選挙制度をとる必要性について、現状については、農水省としてはどのようにお考えでしょうか。

○金丸座長 お願いいたします。

○農林水産省（奥原経営局長） この農業委員会が作られたのは昭和26年ですけれども、その当時の発想は、必ずしも農地開放の成果ということだけではなくて、農地改革からの農業改革へというのがそのときの1つの眼目として、地域の農業の発展のことを農業者が自分たちで考えて改革を進めていくのだという体制を作るとというのが農業委員会法の1つの目的でございました。

そういうこともあって、県の農業会議、全国の農業会議所は、必ずしも農業委員会だけを束ねているのではなくて、他の農業団体であります農協ですとか共済組合とか、土地改良区までメンバーに入れた形の団体を作っているということになっているのです。ここが農業者の意向をきちんと自分たちで整理して、どういう方向に変えるのかということ自分たちの頭で考えながら進める。その1つの取っかかりとして、選挙制度というものもそのときに導入して、それを続けてきているということでございます。

御指摘のとおり、地方の独立行政委員会で現時点で選挙制度をとっているものがそんなに多いわけではございません。この農業委員会と水産関係の漁業調整委員会という2つで、あとは長の任命制とか、こういった形になっているのも事実でございますけれども、この点も適正な業務運営をしていく上でどういうやり方が一番いいのかということはいろんな角度から検討する必要はあるかなとは思っております。

○金丸座長 ありがとうございます。

専門委員の皆様。では、松本専門委員、お願いします。

○松本専門委員 ありがとうございます。中間管理機構が今回新設されて、全国的にちゃんと運用されるかどうかというのがかなり私どもはまだ疑問符ですけれども、それはなぜかということ、農業委員会自体の運営が市町村によって非常に違う。本来だったら、これは法律に基づいて作られている委員会ですので、全国统一した運用方法で回していかなければいけないのが現場のほうではばらばらになっているということ考えたときに、なぜ自

治体ごとに色が変わってしまうのか。

突き詰めていくと、農水省のほうからちゃんと指導がなされているのかどうか、かなり疑問が出るわけです。私も農業生産法人の規模拡大をやっているときに農水省のほうに直接お電話をして、ちょっとおかしいのではないですかというようなことも申し上げたこともありますけれども、やはり農業委員会でこの状態であれば中間管理機構でも似たような状況に陥ってしまう。そういうことがないような何らかの抜本的な準備をされているのかどうかというのを1点教えていただきたい。

14ページに全国農業会議所と都道府県農業会議がありますけれども、ここに本来だったら、いわゆる担い手のコアであるはずの農業生産法人の組織が全然意見を言えない、会員に入っていない。日本農業法人協会もありますし、各都道府県に農業法人協会もあるわけですね。そういったところというのが、本来は担い手のコアとして機能しているにもかかわらずここに入れない理由は何なのでしょう、教えてください。

○金丸座長 では、2点お願いいたします。

○農林水産省（奥原経営局長） まず、農業委員会によって仕事はかなりばらついているというか、それは実態としてあるのではないかと思います。農林省の指導が不十分だった点もあるのかもしれませんが、我々は農業の政策推進をしまして、現場にきちんと統一的に浸透するということの難しさを本当につくづく感じているのです。これは農業の実態が地域によって、県によっても市町村によっても相当違うのも事実ですので、このところのばらつきを本当にどうするか、これが非常に悩ましい問題で、これまでも我々はやってきておりますのは、当然いろんな通達だとか会議をやって徹底はするのですが、その上で個別の農家の方からこの運用がおかしいのではないかといろんな指摘をむしろ中央にストレートに挙げていただいて、我々はそれを踏まえて運用の改善などの指導をきちんとするということが大事かなと思ってまして、最近はそのようなことをやっているわけでございます。

農業委員会がばらばらだと機構を設置しても同じようになってしまうのではないかとこの御指摘もございましたけれども、そういうこともありまして、この機構は各県段階に1つということにしているわけです。業務委託をしますので、市町村にも相当お願いすることになりますが、そのときに機構の制度の趣旨を理解し、本当に効果が上がるように運用してもらうということが非常に大事でございますので、現在我々は各ブロック、それから各県、必要があれば各市町村、地域の段階にまで説明会にこちらから出向いて説明をしております。それから大事なことは、県の知事に真剣に取り組んでいただくことだと思っておりますので、個別に何県かの知事の方のところへ直接私のほうで訪問しまして意見交換をして積極的に取り組んでいただくこともお願いしております。

私の率直な感想を申し上げますと、各県、今度の話については真剣に取り組んでいただいております。機構の制度もできましたし、予算のほうも相当な手当てがされております。この機会に自分たちの県の中の農地の問題をきちんと解決したいという思いは強く感じて

おりますので、今後も県とは連携を密にして、斑模様が若干出るかもしれませんが、できるだけ全ての市町村できちんとした仕事が行われるように努めてまいりたいと考えております。

もう一点、14ページのところの全国会議所、都道府県農業会議ですけれども、ここになぜ法人の代表が入っていないのかという御指摘でございます。実は、先ほど申し上げましたけれども、農業改革をやっていくのだということで農業委員会法というのができて、農業委員会なり、県の会議なり全国会議所という組織ができました。これまで特に全国農業会議所を中心にして新しい話もいろいろ進めてきているのです。例えば法人化を進める。この話も農業委員会系統のサイドから法人化を進めるという話が出て、昭和37年に農業生産法人の制度が法律に作られたということになっておりまして、この全国農業会議所はそういうことでもいろんな仕事をしてきているのも事実です。

現在、先ほど御指摘がありましたように、日本農業法人協会という全国組織がございます。この法人の事務局が実は全国農業会議所の隣のところにありまして、初期の段階では会議所がかなりの面倒を見ながら法人を育ててきたということも間違いのないのです。そういう意味では、法人というものをきちんと位置付けて考えていかなければいけませんし、我々、農業の担い手といったときに、法人経営なり、あるいは家族経営でも相当大規模にやってらっしゃる方というものを中心に据えて物事を考えておりますので、この農業委員会のメンバーにもそういう方々になっていただきたいと思っております。

ただ、今まで農業法人協会は社団法人でして、特別の法律に基づく組織にはなっておりませんので、これを法律の中に直接今までは書いたことはなかった。これから法人の意見を反映させる上でどういう形にしていくかは今後の1つの検討の課題ではあると思っております。

○金丸座長 ありがとうございます。

では、渡邊専門委員、お願いします。

○渡邊専門委員 御説明ありがとうございます。農業の生産性を高めていくということがこれから大変大事になっていくと思っております。その観点からの質問なのです。担い手への集約であるとか、新規参入を増やすとか、そういうところで市町村ごとに活動のレベルがばらばらだということというのは、新規参入する側からしてみると、ときどき妨げになることがある。農業委員会の役割について今までの御説明を伺っていると、二面性があると思うのです。一つは、最初に御説明いただいたような、例えば農地の転用の許可であるとか、使われていないものに対する勧告であるとか、そういう行政的な側面。もう一つは、設立の趣旨にさかのぼって、農業者の方々の自治としての農業改革に取り組む姿、コミュニティの自治です。このように農業委員会に両側面あることがいろいろ少し弊害を生んでいるのではないかと。

特に例えば人・農地プランとか、集落が自分たちで進めていくことはいいのですけれども、そういう委員会がそのまま農地転用を判断していいかどうか。正に奥原局長の御説明

にあったような、それは経済全体の中で分析すべきようなことを自治に任せていることによって新規参入が進まないとか、集約が進まないとか、そういう部分があるのではないかと感じるがいたします。そういう意味で、例えば農地の転用の許可とか、勧告だとか、そういうのをもう少し広域で集約したレベルから行政的な機能を果たしていくような改革というのが考えられないのかどうか。そこをお伺いしたいと思います。

○金丸座長 お願いします。

○農林水産省（奥原経営局長） まず、市町村ごとにばらばらでは困るというのはおっしゃるとおりだと思います。特に今度の間管理機構の法律では、新規参入される方や今農業をやっている方も含めて、この農地の受け手については公募するという仕掛けを入れましたので、この公募は機構本体がやるという仕事としてきちんと書いてございます。したがって、これは県内、市町村ごとに違うという話ではなくて、区域に分けて募集することになると思いますけれども、機構が全県的に募集行為は必ずやります。そういう意味では、新規参入の方は機構とまず話していただければ、市町村ごとにばらつきというのが出てこないような仕掛けがきちんとできている。まずこれが1つでございます。

後段の点ですけれども、現在の農業委員会がやっている仕事、これはいろんな要素があるのではないかとすることは正直思っております、どういう分け方がいいのかはありますけれども、委員の方が集まって会として決めるもの。例えば権利移動の許可をすることになれば、1人が決めるのではなくて委員会組織でもって会議をやってゴーサインを出すということになります。こういう意味で、会自身に意味があるもの。

それから、例えば耕作放棄地がどこにあって、これをどうしようかという話は、最後の決定行為は委員会かもしれませんが、それぞれの地域代表で選ばれている方々が自分たちの地域をパトロールして行ってきちんと見ている、ここが使われていないとか、そういう判断をしなければいけない。それぞれの委員がかなり積極的に取り組んでいただかなければいけない仕事というのがあります。

もう一つ、事務局のウエートが高い仕事。例えば先ほどの農地台帳みたいなこういうものですが、これはいろんなデータを整理しておいてきちんと台帳に整備する、電子化をして電子地図までという話については事務局のウエートが非常に高い仕事になりますので、こういった農業委員会をめぐるいろんな仕事の中身に応じて、どういう形にしたら本当に政策的な課題に答えられるようになるのか。こういう観点から考える必要もあるのではないかと思っております。

○金丸座長 ありがとうございます。

北村専門委員、お願いいたします。

○北村専門委員 2点ばかりお尋ねしますが、1つは、8ページぐらいからアンケートの結果を見ましたところ、どのアンケートも農業者の評価が非常に低いという、奥原局長も非常にお気になさっている御発言がありましたけれども、やはりこれは1つには私の思いとしては、選挙制度がありながら90%が前年の地域代表になっているのか、そういう選挙

がなされないで問題意識を薄くしているというように思うのです。選挙が必要でなければかえって地域の代表、地域から選ばれた選任者みたいな話のほうが、地域に特化した考え方もある程度遊休地を探すと、そういう面では非常にそういうお仕事のほうが重要視されている中で、やはり選挙制度で広く集める結果としてはそういう結果が出ていかないということでは、選挙制度を変えるお考えがあるのかどうなのかというのが1点です。

もう一つは、遊休地の結果ですけれども、結果的に相当数の面積で、本間先生は少ないと言われましたけれども、随分大きいと思います。そういう中で実質的に指導なされた結果元に戻ったとか、そういうようなデータはあるのでしょうか。ただ指導して勧告して後はどうなったのかという結果的なものがあればお聞かせ願えればいいのです。

○金丸座長 2点お願いいたします。

○農林水産省（奥原経営局長） 選任か選挙かという話につきましては、それも含めていろんなことを農業委員会については検討する必要があると思っておりますが、現時点で我々は何か特定の結論を持っているわけではありません。これは6月が1つの目標でございますので、それに向けてここでの御意見も当然承りますし、関係の団体あるいは農家の方々、意見交換をしながら我々は詰めていきたいと思っております。

遊休農地のほう、指導して成果が上がっているかということですが、私は手元にデータがないので、課長が持っていたら後で御説明いたします。指導の結果として、遊休農地が解消されているという部分も当然ございます。新規発生してくる部分もあるのですけれども、今まで遊休農地だったところが改善されているというところもありますので、そこはそれなりに成果が上がっていると思っております。

ただ、先ほど申し上げましたが、従来の指導は、この農地をきちんと使ってくださいよといっても、自分が耕せない。受け手も見つからないというときにはどうしようもないということが随分あったわけでございますので、ここは今回の中間管理機構もうまく活用しながら、その是正は進めていかなければいけないと思っております。

○農林水産省（渡邊農地政策課長） 解消実績というものが手元でございます。24年度は1万3,000ha解消しているということになってございます。これは指導によってです。指導しただけで解消したというのが1万3,000haございまして、通知までいって、通知によって解消したのが77haあるということになっております。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、長谷川さん、お願いします。

○長谷川委員 全国農業会議所についてお伺いしたいのですけれども、去年の11月にこの会議所の代表の方に来ていただいてそこで議論になった、私が質問した件です。そこで出されたペーパーに、全国農業委員会会長大会の政策提案という紙がありまして、その政策提案の中に全国農業会議所として2点、次のような意見があった。

1つは、一部で農業生産法人要件の緩和による株式会社の農地取得を認めるよう要求する声が出ているけれども、農業生産法人要件はこれを堅持すべきである。つまり、ハード

ルは下げるなということを行っている。

もう一つは、農業の生産基盤である農地は、引き続き国の関与が必要であって、これ以上の農地転用に関する権限移譲を認めないこと。つまり、農業委員会が農地転用の権限を握っているのだから、私たちの領分を侵害するなということを経済大会のペーパーで農業委員会が提唱しているわけです。このことをどのように考えるかということなのです。

つまり、1点目の株式会社をどう参入させていくかというのは、正に我々とか、役所としては皆さんがお考えになるお仕事、非常に重要な政策テーマそのものである。農地転用の権限移譲をどうするか。これもまた同様に、今非常に大きなテーマである。我々の会議でもそうですし、例の国家戦略特区のところでも農業委員会と市町村の権限をどうするか、これは非常に重要なテーマになるということで、つまり、いずれにしても、これは非常に重要な国の政策の課題なわけですね。ところが、選挙で選ばれているはずの農業会議所の会長大会でこういうペーパーが出てくるということは、正に自分たちが本当はまな板の上に乗っているコイであるはずなのに、そのコイが包丁を持って暴れているような印象があって、農業委員会というのはどうも独立王国みたいになりかかっているのではないのか。自分たちがそもそもどういう役割を担っていて、どこから先は国の農業政策なのであるということについて勘違いされているのではないかというのが私の印象なのです。それについて農水省はどのようにお考えでしょうか。

○金丸座長 お問い合わせいたします。

○農林水産省（奥原経営局長） 御指摘の点は、両方とも大きな政策的なテーマだというのはそのとおりだと思います。ですが、政策的なテーマについて、自分たちの意見が言えないかといえば、これは当然できるのだと思います。仮に農業委員会法に何も書いていなかったとしても、憲法上、表現の自由は当然ありますから、これについて意思を表明することはできるわけですし、その上で農業委員会、会議所もそうですけれども、農業委員会法の中では、農家を代表して意見が言えるのだということも法律上きちんと書いてあるのです。

最後の14ページのところを見ていただきますと、全国農業会議所のところ、右側に業務がありますけれども、これの1番として意見の公表、行政庁への建議、諮問に応ずる答申。こういったこともできるようになっておりまして、特に農地の問題についてはいろいろ実務的なこともやっておりますので、それを踏まえた上でこういう意見を言うということは当然できることになっております。事柄の是非は別として、これは当然言えるものだと思います。

○長谷川委員 法律にそのように記載されていることは私も承知しているのですが、つまり、私が確認したいのは、政策を進めていく当局である皆さんから見て、いわば政策のツールである農業会議所がこういうことを言うというのは、目的と手段が混同されているというか、原理的に矛盾があるのではないかというか、原理的に背馳しているところがあるのではないか。つまり、それぐらい全国農業会議所という存在が、もともと例えば農

地の集積をしようとか、活性化しようとか、そういう大きな政策目的に沿って作られた組織であるにもかかわらず、その当の組織のほうが、いやいや政策はこういうふうにあるべきなのだというというのは、原理の問題としておかしいのではないかということ指摘している。

○農林水産省（奥原経営局長） それは言うてはいけないということは特になんとも思うのですけれども、法令上決められている仕事を自分の考えで無視してやったら、これは大問題だと思いますけれども、今後の在り方について意見を言うことそのものはとめようがないのだと思います。

○金丸座長 田中専門委員、御意見はありますか。

○田中専門委員 各地の農業委員が非常に温度差がある、ムラがあるというのは全国の大きな問題になっている。特に中間管理機構にも全く同じことが言えるのだと思います。そういう中で農業委員だけではない、これは独立行政、他の分野も全く一緒だと思いますけれども、やはりある一定のKPIと言われるような業績評価指標みたいなものを地域任せではなく国のデザインを作っていく中で農業の何らか地域ごとに示していくというような誘導も多少あってもいいのではないかというのは現場ではよく感じます。

○金丸座長 では、大田議長代理、お願いします。

○大田議長代理 先ほどの3点のうち、農協の問題と3層構造の問題は是非御検討いただければと思います。

1つ目の転用に関して、一切認めないということにはなっていないという、これはそのとおりなのですが、相当転用というのは厳格に判断しなければいけないのだと思います。そのために農業委員会もできているわけですし、農地にはかなりの税制優遇がなされていますので、これは私的所有であっても公的な性格を持つわけです。しかし、農地を所有している農業関係者、農業従事者の中には、転用期待を持っている人がいるということはよく指摘されているわけです。そうしますと、農業委員会が農業者の自治といえますか、農業者の代表で作られているということが逆に便宜的に転用を進めてきたのではないかというのが先ほど御質問した問題意識です。

局長が言われましたように、これは経済全体の中で考えていかなければいけませんし、国民の財産である農地を農地としてしっかり守っていかなければいけない。としますと、今の農業委員会の性格なり構成員、先ほど渡邊さんからも御質問のあった、そこはもう少し農業の代表者とか農業者の自治ということではなく、より公的な性格を持つ多様な住民の代表であったりとか、そういうものにする必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○金丸座長 お願いします。

○農林水産省（奥原経営局長） 転用を厳格に判断するというのは、我々の立場からすれば、正にそのとおりでして、21年の農地法改正のときにも、転用がより厳しくなるような、難しくなるような改正もしております。それ以前は、公共的な施設であれば県知事の許可

なくできるとか、そういうこともあったのですけれども、公共施設であっても、きちんと許可はやっていかなければいけないとか、そういう形で転用についての規制は厳格化しているつもりでございます。

ただ、一方で転用について地方自治体等から、もう少しやりやすいようにという御意見が出ているというのは事実でございますが、この転用の問題はいろんな角度から考えていく必要があると思いますが、おっしゃるとおり、便宜的に自分の利益で判断されるということではなくて公的に判断されなければいけないのも当然のことでございます。この話は農業委員会の構成の問題とかそういうことにも関わってくるかもしれませんが、その点も含めて検討しなければいけないと思っております。

○金丸座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○林委員 このたび公布されました農地管理中間機構の法律について質問させていただきます。

昨年の12月13日に公布されましたが、施行はいつなのか、というのが質問の第1点目でございます。

質問の第2点なのですが、12月25日に都道府県向けに説明会を既にされているわけですが、この場に集まってくる都道府県の担当者というのはどのような方が集まってくるのか、ということをお伺いしたいというのが2点目です。

この都道府県向け説明会の資料の中で、「農地中間管理事業規定参考モデル例」というのがあって、その10項に「市町村（農業委員会を含む）との関係」とあります。ここでは農地行政の基本単位である市町村（農業委員会を含む）との連携を密にして機構は業務を推進するということが書かれているわけなのですが、新規参入者としては、今、この時期、新規参入したいです、活用可能な土地はどこにあるのでしょうかと、私はやる気が十分ありますというときに、どこに向かってアクセスしていけばよろしいのか伺いたいと思います。

また、これは質問の最後ですが、国会の議論の中でこの法律の26条に、「農業者などによる協議の場の設置等」という条文が入っております。この「協議の場」には、新規参入者はどのように入っていけるのか。その仕組みについても教えていただきたいと思っております。

○金丸座長 林委員から、農地中間管理機構に関連する御質問が出ましたので、本来ならこの後、農水省の方に農地中間管理機構法の進捗についてお伺いすることになっておりましたので、では、まずはその報告をしていただいた後に林委員へのお答えと、その後、農業委員会等も合わせた意見交換をさせていただければと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○農林水産省（奥原経営局長） 農地中間管理機構につきましては、法律の公布は12月13日だったと思いますが、施行はまだ施行日政令が出ておりませんので確定しておりませんが、3月1日に施行するという方向で現在準備を進めております。これは補正予算もつい

ておりますので、各県におきまして今相当なスピードで準備を進めていただいておりますが、年度内に各県の機構をそれなりに立ち上げて、完全な整備までいかないかもしれませんが、次の年度が始まったところからきちんと仕事ができるようにということで現在進めているというところでございます。

先ほど申し上げましたように説明会も相当やっております、霞ヶ関に全国の関係者を集めた会議もやっておりますし、ブロック別に会議を開催し、さらに県別もやり、県のほうから御要請があれば市町村単位とか、もう少し県の中、分けた単位での説明会にも出向くということになっております。必ずしも中間管理機構だけではなくて、今回農政全体に相当な見直しが行われておりますので、その全てについて説明をするということで、そういうことを繰り返しているところでございます。

その中で、説明会にどういう人が来るかということですが、12月25日、東京に集めてやったときの参集者は基本的に都道府県庁でございます。それから、あと全国団体には声をかけておりますので、農協も入っておりますけれども、さらに先ほどの法人協会、そういったところも入っているということで、関係のところには幅広くこの制度の趣旨を理解していただくということでやっているところでございます。

先ほど新規参入の話がございました。新規参入しようという人がどこと接触すればいいのかということですが、先ほども申し上げましたが、公募は機構がやるということになりますので、基本的に機構と接触をしていただければ業務委託をしているところも含めて当然調整がされることになりますので、これが一番確実なルートかなと思います。

それと、ほとんどの市町村は機構から業務委託を受けることになりますので、そういう意味では自分が入って農業をやりたいと思っている市町村と相談をしていただく。これも1つの方法かと思えます。ただ、これは市町村によって濃淡がこれまでであったのも事実でございますので、そこが御心配であれば機構と直接話をするほうがうまく進む、そういうことではないかなと思います。この機構に窓口を一本化しているというのは、ある意味今回の1つのポイントでございますので、機構をできるだけ活用していただきたいなと思っていますところでございます。

国会で法律を審議する過程で、ここでも議論されました人・農地プランの話でございますが、この話は政府案では入っておりませんでしたけれども、最後、議員修正の形で人・農地プランの話し合いの趣旨が入っております。地域で話し合っていて、その地域の将来の担い手はだれなのか、農地の出し手は誰なのか。それから中間管理機構をうまく活用して、農地の流動化を進めようということを地域でもって話し合っていていただく。これをやりましょうということが法律の中に書いてございます。

それほど強いリンクにはなっておりませんので、人・農地プランができないと何も進まないという話にはなっておりませんが、話し合いはベースとして進めるということを書いてございます。

この話し合いをやるときには、現在、既に農業をやっている方だけではなくて、新規参

入でその地域に入りたいと思っておられる方々は参加していただいたほうがいいと考えておりますので、法律の中にもその趣旨は明記しておりますし、それから、話し合いをいつやるかということについても、前広に公表して、そういう方々が参加しやすい環境も作るという配慮をしていくということになると思っております。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、皆様から御意見を頂戴したいと思います。林さんのものは全部答えていただきましたか。

○林委員 はい。

○金丸座長 農地中間管理機構でお尋ねしたいのですが、昨年の議論の中でも、農地中間管理機構ができる前にも今回多少違うとしても似たような団体が存在していて、そういう団体との整理統合といいますか、そういうことも局長はお考えになるようなことをおっしゃっていたのですが、今回、農地中間管理機構に国全体で大きな期待を寄せていると仮にすると、それに対して応えられるというのは、従来 of 団体の時とは考え方が変わったからなのか、ルールが変わるから変わるのか、それとも農地中間管理機構という新しい器を担う人が変わるのか？、最後の人が変わるというのは、地域で今存在をしているような団体から引越されるようなことだとすると、私は、人はそんなに変わらないのではないかという懸念は昨年も申し上げました。だから、その人が変わるのか、変わらないのかという点を教えていただきたい。

その上で、人が変わらないとすると、ルールと考え方が変わることによって、今回結果が出せそうであるということなので、そうすると、その変わる考え方とルールはもう一回何だったのかというのを局長から整理をしていただけるとありがたいと思います。

○農林水産省（奥原経営局長） まず最初に御指摘の点は、円滑化団体とか、そういう農地流動化の組織だと思いますけれども、これについては、とりあえず従来の組織を残しながら中間管理機構を整備するというにいたしましたけれども、これも先ほど申し上げましたが、今度の法律の中で明確に5年後の見直し条項というのが入っております。これは円滑化団体を含めて、今後の農地の流動化を巡る組織の在り方、これを5年後に実績を見ながらきちんと検討するのだという趣旨でございますので、現時点ではまだ動き出ししておりませんから評価できませんけれども、動き出したところで実際の状況を見ながら、そこは考えていくことに当然なると思っております。

今度、成果が上がるとしたら一体どこにポイントがあるのかという話でしたけれども、人が変わっていただくことも相当重要な話だと思っております。ただ、各県でまだ機構の指定まで行っておりませんので、具体的に役員の人選がどうなるかまでほとんど決まっていないのですけれども、ここも重要なポイントなのです。我々が各県にお話をしているのは、人を変えることは非常に重要ですということ。従来は県の公社の場合には、都道府県の県庁のOBの方々が行くというのが多かったと思っておりますけれども、OBの中にも立派な方はいらっしゃるののでOBが全然だめということではありませんけれども、例えばという

ことで申し上げているのは、その県内の法人経営で相当立派に農業をやってらっしゃる。そのトップの方が、御自分は次の方に社長職を譲って、自分は会長職になって、自分の経営だけのことでなくて、地域全体のことを考える余裕がある意味できた方、そういうような方が入っていただくのが理想ですよということを紙にも書いてお配りしております。

そういうことも考慮してきちんと選んでいただきたいと思いますが、法律の中の役員の規定では、役員の過半は経営についての実務経験のある人ということになっておりますので、このルールは守っていただくことが法律上必須でございます。そういう意味で各県とも役員を誰にするかはいろんな角度から今検討を進められているところだと思います。人がかわることも非常に重要なことだと思っております。

あとは考え方とルールという問題ですけれども、これも今回の中間機構は皆さんからいろいろな御指摘もいただいて、いいものになったと思っておりますけれども、やはり従来の農地合理化法人、各県の公社と言われたところは、売買を中心的に物事を考えていたところが1つあります。これを今回は、基本的にリース方式をメインに据えている。売買ができないわけではありませんけれども、リースを中心に据えている。このリースを中心に据えた我々の問題意識は何かというと、戦後の農地解放のときに、あのときに国が農地を買収して、1haずつ小作人の方に売り渡したのですけれども、もし所有権を渡さないであのときに国が貸していたらどうなったのだろうか、これが基本的な問題意識なのです。もし貸していれば、その後の高度成長の過程で、都市部に移動された方々がいっぱいいるわけですから、であれば、農地は残って農業をやられる方のところにだんだん利用権は集まっていったのではないかという思いもあるのです。

現在の農地の利用状態は決して理想的な状態になっておりません。大規模なところであっても、本当に圃場は分散をしていて、20haで圃場枚数は100枚というところがざらにあります。であれば、理想的な状態にするために機構は担い手の方にリースをしていて、ときどき貸す農地は変えていく、理想的な使い方ができるように、10年たったならそうなるように工夫をしながらやっていくということが非常に重要なポイントなのではないかということでリース方式を中心に据えております。

こういった趣旨も各県にはお話をしておりますので、各県ともこの機会にこの方式できちんとやっていきたいと思っておりますので、そこは、我々は相当期待しているところでございます。

予算措置も今回はきちんとつけていただいておりますが、この会議でも機構のところに使えない農地が滞留するのはよくないよということは随分御指摘いただきました。そこも我々は工夫しておりますので、特に国と地方との分担関係をどうするかは非常に大事で、県から見てモラルハザードを生じないようにしてもらわなければいけませんので、事業費について、国の助成は基本的に7割ということにしているのです。その上で、自分のところの農地の滞留が少ないように、それから、担い手のところに農地の利用が集積されるように工夫して仕事をしていただくと、この補助率が上がっていくという形の仕掛けを作っ

ております。

具体的にいいますと、機構が借りている面積を分母にして、この中で担い手の方に転貸の形で貸しているもの、実際に利用されているものが何パーセントあるのかということで、段階的にこの国の補助割合が上がっていく。ベースは7割なのですが、借りた農地のうち、貸しているものが85%を超えると、国費の補助率は7割ではなくて95%になるという仕掛けになっていますので、県のほうからすると、できるだけこれに合う形でやろうということで当然なります。したがって、無駄な滞留をできるだけ防止するような予算の設計になっているということでございますので、各県ともそういうことを十分注意しながら、滞留することをできるだけ少なくしながらやろうという意欲も十分出ていると我々は考えているところでございます。

また、担い手が足りない地域がたくさんあるわけですので、この担い手の足りない地域で本当に新規参入に入っていただかなければいけません。しかも、公平な形で入っていかねばいけませんので、今度の法律の中で必ず機構は受け手を公募するのです。これは必ずやっていただくのです。その地域に担い手が十分いる地域も含めて、今担い手でやってらっしゃる方も公募には必ず応じてもらうということになっておりますので、特に担い手が十分でなければ、その公募に応じた方々も積極的にその地域に入っていただかないと、その地域の農地が荒れてしまうということになりますので、この公募方式を機構がきちんと回しながら、農地が既存の担い手も当然ですけれども、新しく入っていただく方のところにも使いやすい農地がきちんといくようにということが十分考慮できると思っております。

そういう意味で、今度の仕掛けはいろんな工夫がされておりますので、ルールの間でも従来のあっせんしてくださいというだけのものとはかなり違いますから、ここは成果が出ると思っておりますし、出るように各県ときちんと意思疎通をよくしなければいけないと思っておりますし、その取組を進めているところでございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

本間先生からいって、大田議長代理。

○本間専門委員 機構がどのようにワークするか、ウォッチしてからでないとなかなか判断がつかないところもあるのですが、私の感触で言うと、確かに条件不利地域でこれまでに受け手が見つからなかったようなところの農地というのは相当に出てくると思うのです。それを整備して渡すというのですから、条件不利地域というか、あるいは耕作放棄地というか、そういう周辺部分は相当に活用が進むのかなという期待はあるのです。でも、平場の農地がこれで動くかというのがとても疑問なのです。つまり、平場で分散錯圃になっているところは、小規模で経営していても転用機会もあったりして、別に出したいと思っていない農家がたくさんいるわけです。でも、これからの日本の農業を考えた場合には、そこを集積していくというメカニズムが必要だと思うのです。そこが私的には放置されていると思っていて、周辺部分は機構が進んでも、肝心の平場の優良農地がいかに集積されて

いくか、そのメカニズムを作っていないと、本当の意味での分散錯圃の解消にはならないのではないか。そこに機構が利用できるのか、あるいはそれとは別のメカニズムとして分散錯圃解消の方策というのはどうしても必要なのではないかという気がするのですが、そのあたりをお聞かせください。

○金丸座長 お願いいたします。

○農林水産省（奥原経営局長） 今言われた条件不利地域のほうが実はなかなか難しいのだと思っております。先ほどの補助の仕掛けからすると、条件不利地域を機構がどんどん借りてしまって、受け手が見つからないというときは国費の補助率は低くなりますので、県からすると、そういったところから中心的に取り組むわけにはいかないのです。

一番やらなければいけないのは、御指摘のとおり、平場のところ。20haやっても圃場が100枚とかあるという、ここの状態を解消しなければいけない。そのところをどうするかです。これは法律を作る前後から、我々は法人経営とは相当な意見交換をしています。法律ができた後、予算が決まった後も相当意見交換をしていますが、彼らはこのスキームを本当に使いたいと思っている。どういう使い方をするかというと、地域の中に複数の大規模な担い手がいらっしやる。それぞれ利用している農地は分散している。この利用の交換をするだけで相当まとまった農地が使えるようになるのです。従来であれば一筆ごとに個々に話をつけて、この利用権をこちらに変えようということをやらなければいけません。今度のスキームであれば、それぞれの担い手がまず利用権は中間管理機構に移す。その上で機構がどの部分を誰に転貸するかをもう一回整理した上で貸し直すという形にすれば、これは機構を介する形で利用権の一括交換ができるのです。

こうやってその地域の農地を本当にまとまった面積で使えるようにしたい。これは使えると思っらっしやる法人経営の方々がたくさんいます。この過程でその地域の中に小さい農家、農家というよりも、自分が食べるお米だけを作られている農家の方々もいらっしやいます。それが担い手のやっている農地のど真ん中に残っているとよくなりません。したがって、この利用権の交換は、担い手同士だけではなくて、場合によってはその地域の小さい自分の食べる米だけを作っらっしやる方も含めて行うこともありえます。むしろその地域の中の条件のいいようなところを区画を区切って小さい農家に作っていただいて、他のところでまとまった面積で担い手が使えるようにするというやり方もありますねと、これは農家の方から我々は提案されています。こういうところをどんどん進めていく。これを進めると、県としても財政的にもプラスになるのだということではいろんな議論をしまして、県もそういう気に相当なっていると思っております。

○本間専門委員 肝心の法人経営者等々がやりたいと思っているという気持ちはよく伝わってきているのですが、小さい農家が周りに囲まれてしまってぽつんと残っているようなのはあちこちで見ているのですが、そういう人たちを動かすモチベーションとか仕掛けというのは何ですか。話し合いということだけでは動かないような気がするのです。

○農林水産省（奥原経営局長） その小さい方がどういうふうにしたいと思っているかにもよるのですけれども、もう自分は高齢で体も動かなくなってきたから、自分は農業生産をやめるという判断をしていただいた場合には、出し手に対する補助金というのは別途あります。ですが、そこまでいかない、自分の食べる米だけは対してそんなに体力を使わないからやれるというケースであれば、これはその方から言い出すとは私は思いませんけれども、その周りの大規模にやってらっしゃる方のほうから話をしていく。あなたにとってもっと使いやすい農地をちゃんとここに用意しますから交換しましょうという話を持ちかけるという話が法人の方々が考えていることです。これをやればそれなりに効果は上がると思います。

○金丸座長 ありがとうございます。よろしいですか。

では、大田議長代理、お願いします。

○大田議長代理 私がお尋ねしたかったのも正に今の話で、貸し出す側への補助金というのはどうなっているのか。うろ覚えなのですが、報道の中には、貸し出す側にも補助金を出してインセンティブにするという話があったのですが、どういう場合にどういう補助金が出ていくのか。耕作放棄地を貸し出した場合も補助金が出るのか、そのあたりを少し詳しく教えていただきたいと思います。

○金丸座長 お願いいたします。

○農林水産省（奥原経営局長） 耕作放棄地を貸し出す場合には、補助金を出さないことになっています。出し手の補助金は、従来からあるタイプのものがまずありまして、これは自分が今農業をやっていたのですけれども、農業をこの際やめる、農業の世界から完全にリタイアする、あるいはいろんな作物をやっていたけれども、土地利用型と言われる米のようなものはやめて、自分が食べる野菜だけを作るとか、経営を転換するというような決断をしていただいた場合に、その方の農地の面積によりまして、1戸あたり30万、50万、70万という補助金が出るというのがございます。

もう一つ、今回作った出し手そのものへの補助金として、中間機構にできるだけまとまった形で農地を出していただくという意味なのですが、農地がABCと横に並んで、端のAとCは既に機構が借りている。真ん中のBはまだ貸してもらえていないのだけれども、ここを貸してもらってまとまった面積になって、担い手に効率よく使ってもらえるというケースのときに、Bのところ、真ん中のところを出してもらうときには農業をやめなくても、出していただいた方に10a2万円という補助金が出るというものも今回つけております。これは機構がまとまった面積を作りやすくするための補助金としてあります。今申し上げたのは、基本的に農地を出していただく個人なり法人なり個々の経営者のための補助金としてあります。

それとは別に地域でまとまった面積が出てくるということを誘導するための補助金がこれとは別にもう一つ仕組まれておりまして、地域で話し合っていて、もう自分たちの地域は機構に相当な面積を預けて利用の再編成をしてもらおうというときに、その地域

の中の農地の相当な割合を機構に預けていただく。その出した面積に対して一定の単価で、地域に対して補助金がつくというものがそれとは別途含まれております。

○金丸座長 今の補助金の話なのですけれども、人・農地プランと今おっしゃられた補助金との関係について確認をさせてください。

○農林水産省（奥原経営局長） 個々の出し手のほうは人・農地プランと関係はありません。それと、地域のほうは話し合いをしていただくというインセンティブでございまして、こちらは基本的には普通は人・農地プランを作ったり、話し合いをされていることが条件となります。

○大田議長代理 今の確認ですが、人・農地プランで話し合いをしてまとまった農地になれば、そこに補助金を出す、地域に出すということですね。

○農林水産省（奥原経営局長） 地域です。

○金丸座長 途中の話は、人・農地プランを作らないと補助金が出ないような話も聞こえてきたときがあって、それはそうではなくなったと聞いていいですね。

○農林水産省（奥原経営局長） 個々の出し手に出ます。補助金は人・農地プランと基本的に関係がありません。それとは別に、地域でまとまった面積を出させるというのは別の補助金としてあります。

○金丸座長 それはプラスアルファ。

どうぞ。

○林委員 今の「地域に対する支援」というのは、市町村とかという単位であれば分かるのですが、そういう農政の行政の単位の市町村ではなくて、「地域に対する」というのは誰に対して与えるお金なのでしょうか。

○農林水産省（奥原経営局長） これは話し合いの実質的なレベルというのがいろいろあります。人・農地プランを作るときは、市町村は一本で作っているところもありますし、市町村を幾つかの区画に分けているところもありますのですけれども、例えば市町村一本でプランができているとしても、話し合いを市町村が人を全部集めてなどはできませんから、実際には集落なり、あるいは学校区、こういった単位でもって話し合いが行われています。やはり話し合いでもってこの地域はまとまって出そうとやってもらわないと、ばらばら農地が出てこられても、これは本当に担い手の方にとって使いやすい農地になりませんので、実質的な話し合いの単位のところに対して金が出るということです。

○金丸座長 松本専門委員、お願いします。

○松本専門委員 ありがとうございます。

農業法人の立場からすれば、確かに可能性を感じる話であることは間違いありませんけれども、よく我々、法人仲間と言うのは、先ほど公募のお話があったのですけれども、公募の期間が異常に短かったりとかということで周知がされずにスタートしてしまうということは、よく交付金関係でもう終わっていたよみたいなことがあるのです。だから、公募というのはどのくらいの期間を想定されているのか、それを教えていただきたい。

もう一つ、集落営農組織が構成されている市町村があるとします。例えばそこに大規模農家もそのエリアに入り込んできているというときに、もし仮に集落営農組織の農家さんがもう農業をやめるといったときに、農地を集落営農組織以外の人にも当然貸したいとかという場合だって起こり得ると思うのです。そういったときに例えば100haの農地がある中で30haぐらいがそういうふう generally 機構のほうに放出されたときに、調整を例えば集落営農組織が優先ですよみたいなことはならないようにちゃんと運用ルールというのはできているのかどうかというのが心配になったもので、そこを教えてください。

○金丸座長 お願いいたします。

○農林水産省（奥原経営局長） まず公募の期間ですけれども、これは各県ごとに機構ができますから、それぞれ判断していくことになると思いますけれども、数カ月ぐらいはちゃんと公募していただかないと困ると思います。1週間とか、そんな単位ではだめですし、定期的にやるということも前提ですので、1年に1回なのか、何回にするか、これは県によっても違いますし、違っていいと思いますけれども、そこはそれなりにちゃんと応募できるきちんとした期間を設けることは必須だと思います。

機構が借りた土地を誰に貸すか。これは公平にやるということは非常に重要なことで、法律の中にも公平にやるという趣旨のことは書き込んであります。地域農業の発展に資するのだという趣旨と、それから公平にやるという、この2つの趣旨、これを踏まえた上で各県の機構のところルールをきちんと具体的に作っていくことになります。これは多分担い手が十分いらっしゃる地域と、担い手が十分いない地域とかなり違うかもしれません。担い手がたくさんいて農地が出ると取り合いになっているような地域もありますので、そこに新しい方がどんどん入って行ってうまくいくかということ、お互いうまくいかないと思いますが、十分な担い手がいらっしゃらない地域は山ほどありますから、そういったところは新規参入の方も使いやすいような形で農地をきちんと提供していかなければいけませんので、そういうルールがきちんと各県ごとに作られるということになると思いますし、これはきちんと見ていかなければいけないと思っております。

○金丸座長 どうぞ。

○松本専門委員 そうなった場合、中間機構は県レベルということで、先ほど知事を含めたお話し合いでは非常に意識が高まっているといことは理解できているのですけれども、私が問題だなと思うのは、逆に市町村のほうの意識が極めて低いというような感じを抱いております。これは人・農地プランの進捗状況を私もずっと見ておりましたけれども、やはり市町村レベルでの意識が低いので非常に低調だったというような傾向があって、かなりお尻を叩かれて動いた感じに印象として持っております。特に、主業農家の数というのは平成25年の段階で32万軒ぐらいしかたしかなかったと思うのですけれども、今、主業農家の方々が今後の担い手の中心になってくると思うのですが、そうなったときに、主業農家の減少数というのが年に平均すると1万8,000軒ずつぐらい減ってきているわけです。そうなったときに、市町村の農業委員会なり農政課の皆さんが10年後のシミュレーションが

できていないで、今の段階で担い手をこの人、この人と振り分けていってしまうと、将来設計のところで問題が起こるのではないか。

だから、中間管理機構の運用の中で市町村の将来シミュレーションというのを必ずやらせないと、どうも中間管理機構自体が後でいろんな瓦解をしていくような気がするのですけれども、その点について市町村の意識について農水省としての感触はいかがでしょう。○金丸座長 お願いいたします。

○農林水産省（奥原経営局長） 新しい制度ができて、これは当然のことながら、都道府県を通じてまず浸透させるということをやっておりますので、そういうことからいって、市町村にどれだけ理解されているかはまだクエスチョンマークはつくと思います。

それと御指摘のとおり、人・農地プランのこれまでの進捗状況を見ても、市町村によって相当違いがあるのも事実です。ですから、そこの全体のレベルを上げるような工夫も当然必要だと思いますけれども、今度の農地流動化の話は、上から県・市町村を通して地域に落としていくことも当然必要なのですけれども、一方で、現場の実際にやってらっしゃる農家のほうからどんどん突き上げていただくということも不可欠だと思っております、各地域の法人経営の方々が、これを使ったら自分たちの地域は皆よくなるのではないかと、という提起をどんどんしていただいて、市町村や県や機構をうまく巻き込んでいただくということは非常に大事なのではないかということで、いろんな生産者の集まりにいくたびに私はそういうことを申し上げております。

上のほうからと下のほうから、両方やっていくというプロセスが必要だと思います。

○金丸座長 田中専門委員、お願いします。

○田中専門委員 今、正にくしくも意図されたかどうかはあれですけれども、上のほうからと下からのほうから突き上げてくれというような表現がありましたけれども、ただ、正に特に公募のところの決定ルールに関して、意欲ある生産者が今でもいるわけですけれども、そのルールが明確でなかったり、公平でなかった場合に、どれだけ突き上げようとしても、決定権を持っている以上、自由な産業になっていかないと思うのです。頑張っ自分たちのやりたいこと、地域づくりをしていこうと言っても、それが逆により阻害をされてしまう危険というのがあると思うのです。

そういう中で、例えば同時に何社も参入希望がいた場合に、決定ルールというのをすごく大まかな表現で本当にいいのかどうかです。より地域に資するというのはどういうようなことなのかということをもう少し決めておかなければ、これは逆に地域そのものを崩壊させていってしまうのではないかととても感じるのです。

例えば先ほど20haで100カ所以上の農地を持っているようなところだっ困っているのだというお話をしました。でも、そういうところがやっここまで来て、でもいきなりルールが変わって公募ですごくいい条件のものが用意をされて、でも公募したら全然知らない人たちが入ってきて、その人たちがそこで農業をし始めた。そうしたら、ばからしくなっって、こんな100カ所などやってられないといっって違っところに行っってしまったら、本当

に大変なところを何とか守ってきた担い手こそがいなくなったときに、絶対にその地域は崩壊してしまいますね。それがどういうふうに公平にという意味で決定されていくのかということがとても危惧される部分だと思います。

松本専門委員も言われましたけれども、他地域にどんどん展開をする時代でもあるし、他地域から来てもらいたい時代でもあるけれども、反対に地域の中のそういう人たちとどういうふうに公平という観点をもう少し突っ込んだところで、きちんとした評価軸、どういふことを評価していくのかということの明確な取り決めと、その公開と、こういったディスクローズするところを整備していただきたいというのが少し思いとしては感じる部分としてあります。

○金丸座長 何かございますか。

○農林水産省（奥原経営局長） 今御指摘の点は昨年この委員会でも両側の御議論があったところのような気がしております。国会での質疑の中では、ほとんど今田中さんが言われたような問題意識で言われました。今、担い手でやってらっしゃる方々が公募でもって手を挙げた第三者にどんどんとられてしまうのだったら、自分は機構を利用しようがないのではないかという話も当然あるわけですし、ここのバランスは物すごく大事なところだと思います。

先ほど申し上げましたように、担い手同士が機構を使って利用権を交換してまとまった面積を効率よく使えるようにする。こういうことをやろうとするときに、預けた途端に第三者が来てそこを借りてしまったら、これはそんなことをするインセンティブも全く沸かないわけです。こういうような場合は、基本的に利用権の交換の場合には、もともとの方々の間での再配分しか基本的にはないのだと思います。そうでなければ進みません。

ですから、そこは現実の実態に合わせて、その地域でやってらっしゃる担い手がやりにくくならない、それから、新規参入者を入れるときは、当然その方もやりやすいようにまとまった面積をできるだけ提供する、そういったことは配慮しなければいけませんし、これは地域の状況によっても相当違います。多分県一本でもないのです。県の中でもこの地域、市町村の中でもこの地域は担い手が十分いるからこういうやり方。ここは担い手がないからこういうやり方というのを分けていかなければいけませんので、ある程度大きな枠組み、そういうアイデアはこちらからお示しする必要は在りますけれども、その中で各地域で考えて公平なものを作っていただくことも必要なことだと思っております。

○金丸座長 関連してですか。どうぞ。

○田中専門委員 関連している部分ですけども、それは公平に決めるというような中で中間管理機構の経営というところが今度は非常に大事になってくるのだと思います。そのときに、経営について実務経験のある方というのを法律で盛り込んだということですけども、この点についても同様にとても危惧する部分があります。

どういふことかというのと、とてもよくない経営を何十年もしてきた人が来た場合に、本当に大事なのです。何を言いたいかというのと、この地域の問題ですので、何十年も確かに

あるけれども、本当にそれで評価をしてそこでいいのかということは、これはとても大きな問題になると思いますので、この経営についての実務経験がという言葉ではなく、やはりどれだけのことをきちんと実績としてやられてきたかとか、その辺をきちんと精査ができる仕組みを少し付け加えていただかないと、ここの中間管理機構から含めて公募からという、その地域そのものを作っていく段階では大きな問題が出てきてしまうのではないかと思います。

○金丸座長 では、北村専門委員、お願いします。

○北村専門委員 私、1点、集落営農と今度の機構に関してお尋ねしたいのです。集落営農は結構定着して、地域で集落で水田経営をするとか、あるいはもう進化して法人化した集落営農もございますが、今の機構の目標としての80%ぐらい集めるという話の中では、集落はかなり集まってしまっているというような組織に対して、どういう形で機構が対応していくのか。全くこれはもう集まっているのだからノータッチでいいよという話なのかどうかということが1つ。

それに伴って、集落営農そのものが所得を保障するというような考え方よりは、分配方式というような安全パイを狙った経営が非常に多いと思いますが、地域の営農を守るという点では非常に成功している例だと思えます。ただ、農業所得をふやしていこうという大きな目的がある中で、集落営農を今後ともそのまま継続するといえますか、機構としてはノータッチでいくのかどうなのか、その辺の集落営農と機構に関するお考え方がもしもあればお聞かせ願いたいと思います。

○金丸座長 お願いいたします。

○農林水産省（奥原経営局長） 集落営農だからどうこうということはないのですけれども、この機構というのは農地を借りて転貸する、利用権をちゃんと設定するスキームなのです。集落営農の中には法人化しているところがありますけれども、一方で、任意組織のままのものもあります。任意組織は利用権の主体になれません。その場合には、そのままではこの機構は使えないということになります。だから、法人化する、あるいは個々の人がまず機構に農地を利用権として設定すれば使えるようになりますけれども、そういう局面で使っていくという話になると思います。

それから、集落営農は経営の主体としてはできるだけ法人化をしてやっていっていただきたいと我々は思っています。単に小さい農家の方々が集まって任意組織を作ったというだけでは、その後の発展ということになかなかないのです。大事なことは、経営をきちんとする。要するにこの点を来年は改善して、売り上げを伸ばすか、コストを下げるか、そういう工夫を毎年積み重ねていって初めて経営なのです。そうやって農業が発展するようにしていただきたいと思っていますので、集落営農もできるだけ法人化を進めていくことが必要だと我々は思っております。

○金丸座長 大分時間も過ぎてきましたけれども、長谷川さんと渡邊さん。

○長谷川委員 では、簡潔に。私、中間機構自身の経営問題をお伺いしたいのです。農家

の皆さんに支払わなければいけないリース代と、転貸した先から受け取る収入としてのリース代と、さらにそれに政策コストとしての先ほどお話になったような補助金がいろいろあると思うのですが、これは全部合わせて政策コストとしてどのくらいかかっているのか、機構の経営というのはどういうふうになっているのかということと、どのように運営というか、例えば第三者みたいな目を入れていくのか。全体の経営チェックを誰がされるのかということが1つと、でき上がった1年なり2年なりの成果のディスクローズについてはどのように考えていますか。

○農林水産省（奥原経営局長） 賃料については、担い手、機構が所有者から借りたときに当然賃料を払うわけですが、一方で、機構が担い手に転貸すればそこから賃料が入ってきます。ですが、きちんと担い手にまだ貸せないで持っているようなケースですと、機構が所有者への賃料を払い続ける。こういう差の分は当然出てきます。それから管理をするような経費もかかったりする。こういったところは基本的に予算でもって対応していますので、先ほど申し上げましたように、この事業費の部分を国と県が基本は7対3ですけれども、実際、農地の滞留が少ないように工夫してもらえればそのこのところの交付金の割合が多くなるという形で運営していくという話になるわけです。

実際にやってみてどのくらいコストがかかったか、これは全部ガラス張りにしなければいけませんので、法律の中でもそういった状況については全て毎年公表する。公表したもののについて、ちゃんと国が評価する。県別にどうだということまで全部見て公表するという仕掛けまで入っております。うまく効率的にやって効果を上げているところについては優良事例として横に展開するようにちゃんとやる趣旨まで法律の中に明記しておりますので、それにのっかって対応していくということになると思います。

○金丸座長 では、渡邊専門委員、お願いします。

○渡邊専門委員 済みません、機構の運営について1点簡単に教えてください。

先ほど局長の御説明の中で、機構の運営で市町村が受託することになるだろうというお話がございましたが、現在のところ、大体どういうところが受託しそうなのか。以前にこの話題が出たときには、規制改革会議としては、できるだけ多様な受託先が出てくるといいなという期待感であるとか、あるいは再受託は認めないであるとか、そういうことをお願いしたのですけれども、その現状について簡単に教えていただければと思います。

○農林水産省（奥原経営局長） 再委託はできないことに法律上しましたので、委託する場合には、あくまで機構が直接頼まなければいけませんというルールにはなっております。

具体的にどこに委託するかですけれども、市町村は事柄の性格上、ほとんどのところで機構から受託することになると思いますが、これ以外は民間企業含めてあり得るわけですが、そこを具体的にどこにするかは現在各県で御相談されている最中でございます。まだ我々のところでも把握しておりません。

○金丸座長 ありがとうございます。時間も来てまいりましたので、本日はこれで終了させていただきますのですが、今日局長からお伺いした農業委員会に関する問題意識という

のは、農業従事者の方々の特にアンケートの声を中心に局長も御説明していただきましたので、聞いている我々としても問題としては共有できているのではないかということを感じました。

ただ、局長もお触れになられましたとおり、これからいろんな方々と話し合っていきながらというところがどれぐらい農水省の皆様が抜本的な改革に踏み込めるかというところかなとこれからも期待しておりますので、是非頑張ってくださいなと思います。

中間管理機構については、まだ姿が見えないものですから、期待値と懸念が多分交錯している状況で、これは農水省の皆さんもきっとそうなのではないかなとお伺いをしておりましたので、こちらのほうも引き続き進捗の確認等させていただければと思います。

先ほど法の施行について3月1日予定みたいなお話があったのですが、例えば農地中間管理機構の経営陣の陣容とかというのは、いつごろぱっと明らかになるようなものなのでしょうか。

○農林水産省（奥原経営局長） 法律の施行と同時に各県が機構を指定するかどうかは分かりません。ですが、多くのところは年度内、3月中には機構を立ち上げようと思っているとされますので、全部の県にならないかもしれませんが、多くの県では3月の終わりぐらいには機構が立ち上がると思います。その場合役員はとりあえずまずやってみて、年度の前半に役員を入れかえようというところも中には出てくるかもしれませんが、無理して変な体制を決められるよりは、少し時間をかけていただいたほうがいいかなという思いもありますので、余り無理をせず効果が上がるようにしていきたいと思っております。

○金丸座長 私も大田代理も鹿児島出身ですから、注目もさせていただきたいですし、松本さんは熊本でいらっしゃいますし、田中さんは山梨でいらっしゃいますし、北村さんは石川県でいらっしゃいますので、少なくともここにいらっしゃる人たちは、これなら変わりそうだという是非人選を局長は進めていただきたいと思います。

啓蒙活動といいますか、先ほど下から上からというお話もありましたので、是非頑張ってくださいと思います。本日はどうもありがとうございました。